

外食事業者の皆様

静岡県経済産業部産業革新局
マーケティング課長

インバウンド売上げのV字回復を目指した設備費や改装費の補助制度の御案内
(国事業「外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業」要望調査)

日頃から本県行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたインバウンド需要の減少により、売上げが減少している外食事業者のうち、事業継続計画（BCP）を策定した外食事業者が運営する飲食店について、当該感染症収束後、速やかにインバウンド需要を回復させるため、衛生管理の徹底・改善を図るための設備・機器の整備や業態転換等を図る際の店舗の改装等の取組を支援する補助制度「外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業」が、国の令和2年度補正予算による緊急経済対策として実施されることになりました。

農林水産省では、当事業の要望把握のため、調査を実施することとしました。

については、別添の事業概要等の内容を御確認いただき、実施要望がある場合には、下記のとおり、マーケティング課宛てに書類を提出願います。

記

1 要望調査について

要望する場合には、第1回、第2回の両方について、書類を提出願います。

	第1回（県で要望把握）	第2回（国への正式報告）
提出書類	【様式1】 ・事業実施要望書 【様式2】 ・「外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業」の採択基準及び配分基準（チェック表）	【様式3】 ・令和2年度外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業の事業要望調査について 【様式3の添付様式】 ・事業実施計画書（案） (以上メール) 【実施要領20ページに記載】 ・添付書類一式（郵送1部）
提出期限	令和2年5月28日（木）15時	令和2年6月12日（金）
提出方法	メール（電子データ）	メール（電子データ）及び郵送

2 提出先について

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県 経済産業部 産業革新局 マーケティング課 6次産業推進班

E-mail : marke@pref.shizuoka.lg.jp

3 送付資料

- ・事業PR版資料
- ・「インバウンド売上げのV字回復を目指した設備費や改装費を補助します！」事業チラシ
- ・事業概要（令和2年4月30日付け）
- ・外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業実施要領

<第1回提出関係>

- ・【様式1】事業実施要望書
- ・【様式2】「外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業」の採択基準及び配分基準（チェック表）

<第2回提出関係>

- ・【様式3】令和2年度外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業の事業要望調査について
- ・【様式3の添付様式】事業実施計画書（案）

4 補足

（1）支援対象となる飲食店について（農林水産省へ確認）

- ・飲食店は、法人（会社等）、個人とも対象となります。
- ・宿泊施設においては、宿泊者以外も利用できる①直営飲食店、②テナント飲食店は対象となります。

担当 6次産業推進班 海瀬・山崎
電話 054-221-3653